

令和7年度 第10回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和8年1月9日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第34号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第35号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 本田 和登 2 番 奥村 恭代 3 番 本田真由美
4 番 上田 一之 5 番 坂本 秀孝 7 番 外村 和彦
9 番 永野 健一 10 番 井芹 康雄 11 番 緒方 知治
12 番 田端 孝士 13 番 赤星 龍己 14 番 岡本 篤幸

農地利用最適化推進委員
田上 菊夫 井上 聖 田上 安幸 亀澤 英治 井上 誠也
後藤 孝一 草場竜一郎 本田 廣正 緒方 満之 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
6 番 井本久美子 8 番 野口 拓哉
8. 議事録署名人
7 番 外村 和彦
10 番 井芹 康雄
9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 じゃあ、皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。

それでは、定刻になりましたので総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は11名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第10回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず最初に、岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。

年末から年始にかけて、大体、日本で何か大きい事故があるわけですが、一昨年には能登半島地震で正月早々大変なことだったと思いますが、今年は比較的そういう大きな事故はなかったかと思います。皆様方もそれぞれの御家庭で輝かしい新年を迎えられたことだと思います。今年は午年になります。馬が駆け跳ねるように、うまくいきますようによろしくお願ひをしておきたいと思います。

さて、今年でちょっと挨拶になります。昨年10月に高市政権になりまして、維新と連立を組みまして、ここ3か月の程になりますけど、今のところ順調に機能しているような感じは受けております。しかし、今月の23日から始まりますいわゆる通常国会においては、議員の定数の問題、あるいは企業献金の問題等々が恐らく活発に議論されていくと思いますが、この議員の定数問題は一筋縄ではいかないというふうに思っております。どのような形で決着するのか、あるいはしないのか、見守っていきたいと思います。

加えて、国民民主党が年収の壁を突破いたしまして自民のほうに何か擦り寄っているような感じを受けておりまして、これが連立にどう動くのか、そこら付近も非常に気にかかるところです。それと、連立から離れた公明党は選挙戦の関係では非常に厳しい情勢にあるということで、立憲と歩調を合わせるような情勢にあるのではなかろうか、このように思っております。

その中で、政府は農政の問題に非常にいろいろ言及しておりますが、政府の言うのは、とにかく大規模化だというようなことをしきりに申しております、なかなか

かそうはうまくいかない。中山間地、あるいは中小零細規模、家族農業がまだ日本の場合4割ほどあります。特に中山間地の問題は多面的機能の関係で非常に役割を果たしているということで、どのような形になっていくか分かりませんが、やはりここら付近を置き去りにしては日本の農政は非常に難しいんじゃないかと思えます。大規模化だけでは、お米は足りないし、農産物も足らなくなっているという人もいます。ここ5年、あるいは10年先には非常に厳しい時代が来るんじゃないかと思えます。

皆さん方に農業新聞を全て取っていただきましたけど、毎週金曜日発行の月4回の発行になります。今日も出る前に私、新聞を、2回目が来ましたのでちょっと目を通したんですが、その前に、1月2日の金曜日に第1回の今年の農業新聞、全国においても配付されておまして、その中で一番気になったのが、ここの皆様もお読みになったかと思いますが、東京大学の鈴木宣弘先生、この方が論説に書かれております。この方は、食料・農業・農村基本計画を初めてつくったときの座長を務められた方で、非常に私も尊敬しています。非常にこの方が書かれるときには感心している部分もあります。

熊本にも1回おいでになりました。そのときには県内の農業関係者の方が四、五百名恐らく参加されていたかと思いますが、その中で、質問者のありませんかというところで、一つだけ私、先生に質問したことがあります。先生、座長を務められてこの様にされておますが、私が一番気になっているのが自給率の問題です。自給率が国が書かれている目標になかなか到達しないということで、先生、率直な話、どうしたら自給率は上がりますか。こういう質問をしたことは記憶にあるんですが、その中でも先生はちょっとお茶を濁したような感じでなかなか明快な答弁はされなかったと、こういう記憶があります。

したがって、皆さん方も毎月これを取られますので、目を通しながら、知識としてぜひ収めていただければと思います。

この中にも地域計画のことをうたわれておまして、やはり今3割はまず策定をされていない。7割が策定は大体されておりますけど、その中でも1割程度しか本当の後継者はいないというようなことにもなっておりますので、あとの9割はどうなるか分からないと、こういう状況にあらうかと思っておりますので、非常に厳しい農政が迫られているかと思えます。

その中で、米価のことも若干触れられておまして、米価はやはり消費者と、それから生産者がお互いウィン・ウィンの関係をつくらないと駄目だということなので、最後に結びにそういうこと申されております。それが地域計画のブラッシュアップにもつながるようなことで掲載をされておりますので、ただ取るだけじゃなくして、ぜひそういう意味では新聞にも目を通していただければと思います。

本日も分厚い資料で34号から36号までの議案がありますが、効率的な会議運営を進めてまいりますので、はしよることがあるかと思いますが、よろしく皆様方の御協力を得ながら、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 それでは、本日は欠席者もありますので、外村委員と、それから10番委員の井芹康雄委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いします。

会 長 それでは、議案審議に早速入りますけど、議案第34号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第34号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので許可の決定について意見を求めるものです。

令和8年1月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速審議に入ります。

2ページをお願いします。申請番号1番について審議したいと思います。

11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらを国道443号線が走っておりまして、甲佐高校がこちらにございます。今回の申請地は、甲佐高校から南西へ約330メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、11番委員の緒方委員から農地の耕作賃借権設定について、農地法上問題はなにか、説明をお願いいたします。

○11番 11番委員の緒方です。

今回の申請には、申請人が相手方に農地の管理について相談され、承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネート資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての用地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思います。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。

先月、12月18日に岡本会長と5番委員の坂本委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている土地は、大字大町字池田に1筆あります。

申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま4番委員の上田委員から現地調査の報告、また、11番委員の緒方委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

外村委員。

○7番 これは賃借権設定ですよ。10年間、借ってからするあれですよ。今の説明しなされたとは、買うたような感じになってたような気のしたばってん、ここは聞き間違いですか。

会 長 事務局。

事務局 事務局から、外村委員の御質問について説明いたします。

申し訳ございません、ちょっと言葉足らずだったかもしれないんですけど、耕作賃借権で賃借料を払って貸し借りになっております。

- 7番 さっきの説明のところじゃ、取得後はってなっとったけん、買った感じの説明になっとったけん、ちょっとそのつくり方が間違うとるじゃなからうかと思って。
- 事務局 これは毎回このような調子で御説明しております。
- 7番 毎回じゃった。そうだった。すみません。
- 会長 いいですね、外村委員。
そのほか何か御意見ございませんか。
それでは、採決を行います。
許可することに賛成する方の挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。
続きまして、番号2番、3番は相手方が同一で、契約の種類も同一なので一緒に審議したいと思います。
11番委員の緒方委員から説明をお願いします。
- 11番 11番委員の緒方です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは、説明いたします。
4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。
申請地は赤色の部分でございます。
こちらに甲佐高校がございまして、国道443号線をこのように熊本市方面に通っております。今回の申請地につきましては、甲佐高校から北西へ約180メートルのところ、4筆、このように隣接しております。
場所の説明は以上です。
- 会長 それでは続きまして、11番委員の緒方委員から、農地の所有権移転について農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 11番 11番委員の緒方です。
今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。
お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。
①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま。す。
②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

先月12月18日に岡本会長と4番委員の上田委員、それから事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字大町字古川に4筆あります。申請地には、ユズ、しばの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま、5番委員の坂本委員から現地調査の報告、また、11番委員の緒方委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問ないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番、3番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

それでは、引き続きまして、議案第35号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、5ページをお願いします。

議案第35号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので意見の決定を求めるものです。

令和8年1月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 ありがとうございます。

それでは、6ページをお願いします。

議案第35号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。

それでは、11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番

11番委員の緒方です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

会 長
事務局

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

説明いたします。

お手元の資料、7ページのほうに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、左真ん中付近、赤枠で囲んでおります、ここが申請地でございます。右手真ん中、甲佐町役場がこちらにございまして、国道443号線、それと、この黄色で円を描いておりますのが甲佐町役場、ここを中心とした300メートル範囲の円になります。甲佐町役場から申請地は西に300メートル以内のところに存在する住宅街の中に存在する農地5筆になります。

場所については以上でございます。

すみません、補足なんですけど、今回の申請地につきましては、役場から300メートル以内の場所にある農地ということで、第三種農地という分類に該当します。農地法の運用については、第三種農地の転用は許可することができるとされております。

以上、補足を終わります。

会 長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判断について、11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番

11番委員の緒方です。それでは説明します。

今回の申請は、現在の借地が解約となり新たな場所が必要となったため、転用申請するものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、周囲を住宅地に囲まれ、役場より300メートル以内に位置する農地であるため、第三種農地に該当すると思います。

②については、第三種農地の転用は許可することができるとされているため、転用は可能だと思います。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実施性については問題ないと思います。

④については、周囲を住宅地に囲まれ、整地程度の軽微な造成であるため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれのないと思われま。

⑤については、問題ないと思われま。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。

先月12月18日に岡本会長、坂本委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字仁田子字道中にある農地5筆で、第三種農地に該当するために、転用することは可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま4番委員の上田委員から現地調査の報告、また、11番委員の緒方委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、第三種農地であるため、転用は可能であろうと判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

○12番 すみません、教えてください。第三種農地、役場から300メートル以内という規定があるんですけど、これは農地からの転用は許可するとなっているんですよ。役場から10メートル以内でも許可できるんですよ。これは何でこんなくり方していて許可ができるってなっているのかがちょっとよく分かりません。役場から近いけん、そこは三種農地で許可できませんというんだったらば分かります。5メートルでも1メートルでも、役場、そこを三種農地でくくって、農地からの転用を許可するってなれば、何のための三種って表現になるのか分からん。ちょっと教えてください。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 許可、申請が上がった場合は許可できる、許可するっていう表現は、この手引、農地六法の中にありますが、許可できるという表現になる。ちなみに、役場というか市役所もそうなんですけれども、あと、高速のインターチェンジの出口から300メートル以内とか、そういった三種の農地の定義っていうのはほかにもありますが、甲佐町においては、公共の役所というのは、もう該当するのは役場しかありませんので、表現としては役場より300メートル以内にあるものを示すというのは、第三種農地で、転用申請が上がった場合は許可することができるという表現になっており

ますので、今回もそういった表現を使わせていただいているところでございます。

○12番 意味が分かりません。何で三種農地という表現でくくっているのかを教えてください。言っていること分かりますよね。要は役場から近いところにある農地は勝手には転用できませんよというんだったら話は分かる。だって、すぐ横にもし田んぼがあっても、申請が上がったら、ここで諮ったら許可しようとしたらできるということでしょう。

事務局 そうです。

○12番 何のための300メートルやるのかが分からん。

事務局長 それは農地法で決まっとるけん、私たちがどうのこうのと言うのはなかです。

○12番 農地法で決まっとるけん、そういう、くくっちゃうんですか。

事務局長 それしか農業委員会では討論できんけん。

○12番 いやいや、理屈的に何か意味があります。

事務局長 だけん、農地法で決まっとるけん。

○12番 だから、いつから農地法で決まってるか知らんけど、携わっているけん、知っとかんとおかしいと俺は思うんだけど。それを……。

事務局長 その上で、今、川端さんが説明しましたように、一つのくくりで、役場とかから300メートル以内は許可ができますよという、もう、これが決まっとるんです。だけん、そこば説明ばって言われても、なかなかですね。

○12番 いやいや、要はあれで、300でくくらんでも500でも1キロでも。

事務局長 いや、それはもう300って決まっとるけんですね。

○12番 だから……。

事務局長 だから、そこば説明って言われても難しかです。

○12番 要は公共施設だから、周りの土地は勝手には賃借するなっていうことじゃないの。じゃないです。

○12番 ではない。

事務局長 じゃない。

○12番 何のために役場を起点にするわけ。

事務局長 だけん、公共施設だけ。

○12番 公共施設だから。

事務局長 そうです。

○12番 その後、何ですか。

事務局長 その後、何ですか、いろいろお客さんも来られるじゃないですか。

○12番 来られる。

事務局長 そういうくくりで300メートルというのが農地法で決まっています。

○12番 役場を広くするかもしれんよね。

事務局長 広くする可能性もあります。

○12番 広くするかもしれんね。周りにコミュニティーセンターのどが一んとした役場が運営するやつを造ろうってするかもしれんね。だから規制してありますというなら分かるんです。

事務局長 だけん、規制してあると言うのは分かりますけどですね。それは農地法で決まってるんで。

○12番 いやいや、そこで農地法、農地法でくくったらいかんて。

事務局長 くくったらいかん、農地法でこれは、農業委員会は進めていかなんけん。

○12番 分からんけん、俺は質問しとるのに。

事務局長 いや、農地法でこの農業委員会は進めていかなんけん、それは言わるんならドヤんもでけんじゃなかですか。

○12番 それは分かるけど、だけん、300メートルでくくる意味が何ですかっていうだけですよ。

事務局長 だけん、農地法で決まっとるけんとしか言えんです。

○12番 いや、これは一般の、例えば、子供でも何にも説明するのに、300メートル以内で三種農地は許可が、申請が上がったら……

事務局長 できます。

○12番 できますって、何のため300くくっとって。300くくる必要なろうたいって、質問を受けたときに俺は答えきらん。農地法やからとか。

事務局長 もう、それしかないです。

○12番 それで検討したら進まんじゃろう。じゃあ、これ、質問は誰かしたんですか、上に。

事務局長 上に。

○12番 その農地法、決めた人。

事務局長 それはもう、それが法律だけん。

○12番 だから、法律だったら法律で、上のほうにおるわけでしょう、いろいろ、付き合いじゃないけど。

事務局長 それはありますけど。

○12番 分かります、皆さん。

会長 皆さんは理解しようと思うですよ。

○12番 そうなんですか。

会長 それが決まりだけん。

事務局長 そこば変えてくれとかはできん。

○12番 いやいや、変えてくれって言っとるわけじゃない。説明してほしいと、教えてほしいという。

- 事務局長 もう、それは決まっとっけん、もう、どぎゃんもできん。
- 12番 決まっとるけんなら、これは100メートルでもいいわけよね。
- 事務局長 いやいや、300メートルって決まっとるけん、だけん、そこは変えるというのほで
きない。
- 12番 だけん、310メートルでも290メートルでも申請が上がったら。
- 事務局長 290メートルは大丈夫ですよ、300メートル以内なら。
- 12番 逆に、この近くはじゃんじゃんしてくれというイメージになる。
- 事務局長 そんな感じですかいね。
- 12番 じゃんじゃん開拓してくれっていうことなの。
- 事務局長 それも含めてあると思います。300メートル以内と決まる。
- 7番 だけん、役場のその、何でそげんしてさすごたっところは、そこを住宅でんできた
ばってんそぎゃんとこの農地だった所ばしてあるけん、そぎゃんとをしようかごて
してあっとじゃなかですか。だから、300メートルって、どこが決まったとかは知ら
んばってん、そばでそぎゃんできやすうするごとでやっているでしょう。
- 12番 それは、じゃあ役場のための。
- 事務局長 行政のためでしょうね。
- 12番 そうやね、行政のための。
- 会 長 事務局、どうぞ。
- 事務局 役場だけっていうことでちょっと勘違いされるといけませんが、申請に係る
農地のおおむね300メートル以内に、一つは、鉄道の駅、軌道敷とかそういったもの
停車場、あと、都道府県、県庁、市役所、区役所、または市町村役場というふうに
書いてございます。それと、具体的には自動車ターミナル法上のターミナルが近く
にあるとか、そういったとが逆に農地から300メートル以内に存在する、こういった
ところ。県庁だったり市役所、区役所、あと、鉄道の駅、公共的施設ですね。そう
いったところから300メートル以内が三種農地というふうに定義されておりますの
で、だから、そこはもう曲げようもないし、それ以外がないと。
- 12番 さっきの答えでいいわ。行政のためのってなれば、覚えますになります。
- 事務局長 だけん、公共的なやつのところの300メートルというのがくくりでありますので。
- 12番 何ぼでもやっていいよってことだね。
- 事務局長 何でもというか、この定例会はかけないかんけん。
- 12番 それはそうですたい。
- 会 長 田端さん、そういう理解でよかですかね。納得はいかんかもしれんけど。
- 12番 もう300も500も、上役も説明できんとですよ。
- 事務局長 500はないです。300というのがある。
- 12番 いやいや、二種農地がある。

事務局長 一種、二種、三種ってあるけん。

○12番 許可できないという何種というのがあるんですか。

事務局 代替地の検討とか、そういったのが必要であれば一種、二種。

○12番 代替ね。

事務局 ええ。

○12番 たまに出てくるけど、代替がありませんでしたから、ここはどうなるわけでしょう。そのパターンになるわけでしょう。

事務局 やむを得ず、農地以外、あるいは第三種の候補地を当たりましたが、ここはちょっと地権者から同意が得られなかったとか、そういういろんな理由でやむを得ず、この二種で選んで申請しましたと。

○12番 だから、別に二種も三種も何も関係ないってことやろたい、極端な言い方すると。申請の上がったら協議して、許可を受けたら貸し借りもできるしということなんでしょう。

事務局 それか、一種、二種については例外規定に合致すればの話。

○12番 うん。

事務局 ただ、三種農地につきましては、例外規定というのがございません。

○12番 この代替地がなくても。

事務局 そうです。

○12番 探す必要がないということね。

事務局 そうです。

○12番 それだけ。

事務局 はい。

○12番 それだけのための三種。

事務局 三種。

会 長 田端さん、よろしいですかね。

○7番 これは公共の事業だけじゃなくて、そういうことで何でんよかわけたい。転用に関しては何でんよかわけたいな。

転用に関しては何でんよかわけたいな。

だけんな、言うなら、ここへかかってきたといった時点で、おっどんは反対するわけにいかんわけ。

○12番 そう。

○7番 法律でそがんなとっけん。

○12番 反対するわけにいかん。

○7番 だけん、許可するっていうか、ここは許可じゃなくて、認知じゃなか、何て言うのかな、承諾っていうか、ただするだけ、承諾。

事務局 甲佐町につきましては、許可、権限が下りてきておりません。あくまで許可の最終権限は県知事になります。ただ、一旦、町の農業委員会で意見を集約といいますか、見解を諮っていただいて、甲佐町の農業委員会としてはこういう意見ですということで熊本県のほうに上げて、熊本県のほうで本審査をされて、県知事名で許可証が発行される。

○7番 そこは分かってるんですけど、だけん、おっどんは反対できんっていうこと、ここは。許可することができるってなっとっただけんが。

事務局 できんということはないですけども、結局、最終的には許可になる。

○12番 三種農地は代替申請、探さんでええということは分かりました。そこだけでしたね、違いは。

事務局 です。

○12番 分かりました。

会長 なかなか理解が得にくい部分もあるかもしれませんが、そういうことで採決を採っていきます。

それでは、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。したがって、それでは番号1番については当農業委員会といたしましては許可相当の意見を付して、先ほど言いましたように県のほうへ送付をしまいたします。県のほうで決定をされるというようなことで、今、事務局から説明しましたが、県のほうへ送付をしまいたします。

それでは、続きまして、審議調査の番号2番について審議したいと思います。

12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

以上です。

会長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明いたします。

お手元の資料の8ページには地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

真ん中、こちらが吉田の集落です。左上に九州自動車道がこのように通っておりまして、右のほうに県道の嘉島甲佐線がこのように通っています。申請地につきましては吉田の集落内にあります、この赤で囲った申請地と示しているものでございます。

場所については以上です。

会 長 それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判断について、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは説明します。

 今回の申請は、子供の成長に伴い現在の借家が手狭になり、新たに個人住宅を建設するための申請です。転用申請に関わる可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

 それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

 ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に接した農地ですが、広がり10ヘクタール以上あるため、第一種農地に該当すると思います。

 ②については、第一種農地の転用は「原則として許可することができない」とされていますが、集落に接しているため、例外的な転用は可能だと思います。

 ③については、事前相談結果表も添付されているため、事業の実現性について問題ないと思います。

 ④については、周囲の集落に接しており、整地程度の軽微な造成であるため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

 ⑤については、問題ないと思われます。

 ⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

 以上です。

会 長 現地調査を行っております。5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

 先月12月18日に岡本会長、上田委員、事務局で現地調査を行いました。

 申請地は、大字吉田字杉ノ本にある農地1筆で、第一種農地に該当すると思いますが、集落に接しているため、例外的に転用は可能だと思います。

 以上、説明を終わります。

会 長 ただいま5番委員の坂本委員から現地調査報告、また、12番委員の田端委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、集落に接しているため、例外的に転用は可能と判断するとの説明があったところです。

 これより質疑に入ります。

 発言のある方は挙手を願います。御意見ございませんか。

 それでは、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。それでは、番号2番につきましては当農業委員会としまし

ては許可相当の意見をつけ県のほうへ送付をしております。

それでは、続きまして、議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

では、9ページをお願いします。

議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見聴取について。別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年1月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の10ページをお願いします。

甲農第1560号、令和7年12月16日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和8年3月1日貸付開始分となっております。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が566筆の60万955.57平米、畑が6筆の6,353平米となります。

委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

会 長

それでは、11ページをお願いします。

議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議したいと思います。

審議に入る前に、事務局より事前に説明がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

御説明いたします。

前回の定例会時にも御説明をしておりますが、議案書にあります契約区分及び移動の理由欄の2点につきまして、再度御説明申し上げます。

まず、1点目です。契約区分を「新規」と表記しております理由について説明します。

これまで農業経営基盤強化促進法による相対契約や農地利用集積計画により貸借契約を結んでいた方、農地法第3条による使用貸借契約をされていた方で、今回

契約期間満了を迎え、再度、中間管理機構を通し貸借契約を申請されている方につきましても全て「新規」と記載しております。貸し借り自体が全く初めての方のみを「新規」と記載しているわけではございません。

次に2点目、移動の理由について御説明いたします。これまでも農地中間管理機構を通し契約をされていた方で、今後も同様の方法で貸借契約を申請される案件につきましても、「契約期間満了に伴う再契約」と記載しておりますので御理解のほどお願いいたします。

事前の説明は、2点につきましては以上です。

会長 番号1番と番号2番は相手方が同一の案件ですので一緒に審議したいと思います。
事務局 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

37ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに町民センターがございまして、こちらは熊本市方面に国道443号線が走っております。セブンイレブン甲佐糸田店がございまして、今回の申請地につきましては、町民センターから北へ約180メートル圏内に2筆、このように申請番号1番が右手側で、斜め左下に2番の申請地が2筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号1番、2番の相手方は認定農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問ありませんか。

それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番、番号2番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

38ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに安津橋、熊本総合運動公園がございまして、今回の申請地は、こちら安津橋から西へ約1.5キロメートルのところに2筆隣接してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、花木の作付をされています。今回の申請地には麦の作付を計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手を願います。

それでは、質問もないようでございます。

採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

39ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに熊本南カントリークラブがございまして、下に県道今吉野甲佐線が行っております。今回の申請地につきましては、熊本南カントリークラブさんから約570メートル圏内に6筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方は認定農業者で、主に米、大豆、花卉、花木の作付をされてい

ます。今回の申請地のうち、世持字森本368番の申請地には柳を、そのほかの申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号5番と6番につきましては相手方が同一のため一緒に審議したいと思

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

40ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに宇城鉄筋、東南運輸倉庫株式会社さん、九州条鋼加工株式会社さんがございまして、こちらに錦郷川が流れております。今回の申請地は錦郷川沿いに2筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号5番、6番の相手方は地域の担い手で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から番号5番、6番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

本田委員。

○1番 後のほうで幾つか出てきますけど、年齢が書いてあったりなかったりした、書いてなかったらどういう意味ですか。

会 長 事務局。

事務局 申し訳ございません。年齢が書いていない方が甲佐町に御住所がない方で、こちらで住基の確認ができない方で記載がございません。特に所有者の方は年齢の記載は求められていないので、本来はなくてもいいんですけど。

○1番 しゃにむに書かんでもよかったいな。

事務局 ただ、耕作される方につきましては、農地を農地としてやっぱり維持していかれる方ということで。

○1番 書いても書かんでもよかってことだな。貸す人は。

会長 申請書を書くとき、書く欄がない。

事務局 中間管理機構の貸し借りについては、特に年齢の記載のところはございません。

○1番 なら、これも書かんでよかってこと。書いてん書かんでんどっちでもよかなら。

事務局 ただ、農地法の3条につきましては申請されるときに書く欄がありますので書いていただいているんですけど、中間管理機構を通した貸し借りについては記載するところがない。

○1番 なら、どっちかに統一しとったがよかよ。書いたり書かんかったりする。

事務局 事務局でこうした検討をして。

会長 向こうにも聞いて。

○1番 書いたり書かんだったりじゃいかんけんですね。

会長 本田さんが質問した内容についてね、こう言う質問があったけど、問い合わせで、そういう内容で紹介して、次回からこの件は徹底していきます。よろしいですか。なら、事務局もそういうことで。

事務局 はい。

会長 それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番、6番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

41ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに宇城鉄筋さんがございまして、こちらを錦郷川が流れています。今回の

申請地も錦郷川の川沿いに2筆、このように点在しています。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号7番の相手方は地域の担い手で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手を願います。

質問もないようです。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

42ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらを甲佐町から熊本市方面に県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらにJAのガソリンスタンドがございます。今回の申請地は、そこから北へ約60メートルの県道沿いに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号8番の相手方は地域の担い手ではございませんが、農家の方で、家族で農作業をされておりまして、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問もないようです。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり決定をいたします。

ここで、1時間たちましたので、10分ほど休憩をいたします。45分から再開をいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

会 長 それでは、再開をいたします。

12ページをお願いします。

続きまして、番号9番から13番については相手方が同一のため一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

43ページには番号9番の申請地を、44ページには番号10番から13番の申請地の地図の添付をしておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに町民センターがございまして、セブンイレブン甲佐糸田店がございまして、番号9番の申請地につきましては、こちらのセブンイレブン甲佐店さんから北東へ約230メートルのところに1筆ございます。

続きまして、番号10番から13番についての地図の説明をいたします。

こちらに乙女橋、三菱食品熊本南DCさん、西邦電気工事株式会社さん、大八運送さんがございます。番号10番の申請地につきましては、失礼いたしました、乙女橋から南東へ約840メートルのところにございます。乙女橋から約666メートルのところに番号11番と13番がこのように隣接しておりまして、そこから南へ約350メートルのところに12番の申請地が2筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号9番から番号13番の相手方が認定農業者で、主に米、麦、飼料用米の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、飼料用米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番から番号13番については、原案のとおり決定をいたします。

それでは、続きまして、13ページからページ14ページをお願いします。

番号14番から番号25番につきましては相手方が同一の契約ですので、一緒に審議したいと思います。

この案件の相手方(受け手)は10番委員の井芹委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(井芹委員退出)

会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

45ページ、46ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず、45ページの申請地につきましては、中山区にございます申請地でございます。こちらに宇城鉄筋さん、東南運輸倉庫株式会社さんがございまして、こちらを錦郷川が流れております。中山区にございます申請地は錦郷川沿いにこのように隣接、点在しております。

続きまして、46ページ、南三箇区にございます申請地の説明をいたします。こちらに熊本南カントリークラブさんがございまして、錦郷川はこのように流れております。南三箇区にございます申請地につきましては、熊本南カントリークラブさんから600メートル圏内と錦郷川沿いにこのように隣接、点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号14番から番号25番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号14番から番号25番については、原案のとおり決定をしてまいります。

井芹委員の入室を認めます。

(井芹委員入室)

会 長 それでは、15ページをお願いします。

次に、審議に入る前に事務局より説明がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書15ページの申請番号29番を御覧ください。

○4番 会長、私は出らんでよかとですか。

事務局 まだですね。まず、申し訳ございません。御説明をいたします。

申請番号29番につきましては、申請人の方はお一人ですが、相手方が3名となっております。このため、番号29番につきましては相手ごとに3回に分けて審議いたします。

まず、29番の1行目、最初の1筆につきましては、番号26番から番号28番と一緒に審議いたします。また、番号29番の2行目と3行目の2筆につきましては、そのまま2筆のみで審議いたしまして、番号29番の4行目と5行目の最後の2筆につきましては番号30番と一緒に審議いたします。このように3回に分けて審議いたしますので、よろしく願いいたします。

事前説明は以上です。

会 長 事前説明がただいま事務局からあったところです。

それでは、番号26番から番号28番、番号29番の5筆のうち1筆については相手方が同一のため一緒に審議したいと思います。

この相手方は4番委員の上田委員の親族です。したがって、参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで、上田委員は退席のほうをお願いします。

(上田委員退出)

会 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の目的・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

47ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに熊本南カントリークラブさんがございまして、そこから東へ約300メートルのところに1筆、カントリークラブさんから南東へ約340メートルのところに3筆、このように点在しています。

失礼いたしました。26番の申請地がこちらです。カントリークラブさんから東へ約300メートルのところに1筆と、カントリークラブさんから南東へ340メートルのところに3筆、26番の申請地がございまして、27番の申請地等につきましては、カントリークラブさんから北へ約135メートルのところに番号27番、28番、29番の4筆の申請地がこのように隣接しています。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号26番から番号29番の相手方は認定農業者で、主に米、大豆、野菜の作付をされています。番号26番から番号28番の申請地には米、大豆の作付を、番号29番の申請地1筆についてはアスパラの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号26番から29番についてを、原案のとおり決定をいたしました。

上田委員の入室を認めます。

(上田委員入室)

会長 それでは、続きまして、番号29番の2行目、3行目の2筆について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

48ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地はこちらの赤色の部分でございます。

こちらに甲佐大橋がございまして、こちらを県道今吉野甲佐線が通っております。

今回の申請地は、こちら甲佐大橋から南西へ約1.3キロメートルのところに2筆、隣接してございます。

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。申し訳ありません。次に、相手方の状況について説明いたします。

今回の相手方は担い手ではございませんが、農業をされている方で、主に米の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号29番の2行目、3行目の2筆につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号29番の4行目、5行目の2筆分と番号30番は相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。

この案件の相手方(受け手)は農地利用最適化推進委員の後藤推進委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(後藤推進委員退出)

会 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

49ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。

こちらに甲佐大橋がございまして、こちらを県道今吉野甲佐線が通っております。今回の申請地は、甲佐大橋から約1.5キロメートル圏内に7筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号30番の相手方は認定農業者で、主に米、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、大豆の作付を計画されてお

と思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号29番の4行目、5行目の2筆と番号30番については、原案のとおり決定をいたします。

後藤推進委員の入室を認めます。

(後藤推進委員入室)

会 長

それでは、16ページと17ページをお願いします。番号31番から番号46番までは相手方が同一のため一緒に審議したいと思いますが、この案件の相手方は、受け手は5番委員の坂本委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで坂本委員は退席をお願いします。

(坂本委員退出)

会 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

50ページ、51ページ、52ページに地図を添付してありますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず、50ページ、51ページは田口区にあります申請地、52ページには府領区にございます申請地を添付してあります。

まず、50ページの申請地についてですけれども、こちらは番号44番の申請地にございます。

申請地は赤色の部分にございます。

こちらに宇城鉄筋さんにございまして、県道御船甲佐線が走ってあります。今回の申請地は、番号44番の申請地につきましては、宇城鉄筋さんから北西へ約160メートルのところにございます。

続きまして、51ページにございます申請地について御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。

田口集落にございます番号44番以外の申請地について御説明いたします。こちら

が田口橋がございまして、田口橋から540メートル圏内にこのように隣接、点在しております。

最後、52ページにございます申請地ですが、こちらが府領区にございます申請地になっております。こちらに緑川パーキングエリアがございまして、そこから約490メートル圏内にこのように隣接、点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号31番から番号46番までの相手方は認定新規就農者で、主にカボチャ、米の作付をされています。今回の申請地には、畑にはカボチャの作付を、田には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手を願います。

ないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号31番から番号46番については、原案のとおり決定をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

会 長 それでは、18ページをお願いします。続きまして、番号47番について審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

53ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらに田口橋、森川健康堂株式会社さんがございまして、今回の申請地は、こちら田口橋から約670メートル圏内に2筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号47番の相手方は担い手ではない農家の方で、主にニラの作付をされています。今回の申請地にもニラの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用

できると思われます。

説明は以上です。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号47番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号48番について審議したいと思います。

この案件の相手方は農地利用最適化推進委員の上村委員が役員を務める法人です。参与の制限に該当ますので、この案件が終わるまで上村委員は退席をお願いします。

(上村推進委員退出)

会 長 　　それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

54ページに地図を添付してありますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。

こちらを県道嘉島甲佐線が熊本市方面に走っておりまして、こちらに木村のあられさん、ネッツトヨタさんがございます。番号48番の申請地は、木村のあられさんから約630メートル圏内にこのように6筆点在してございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号48番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されてございまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問はないようございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号48番については、原案のとおり決定をいたします。

上村推進委員の入室を認めます。

(上村推進委員入室)

会 長 それでは、続きまして、番号49番について審議したいと思います。

この案件の相手方は5番委員の坂本委員です。参与の制限がありますので、この規定に該当しますので、番号49番の審議が終わるまで坂本委員は退席いたします。

○5番 すみません、ちょっとよかですか。この10アール当たりの単価と対価が斜めになっていますが、一応10アール当たり60キロということで話はしてあったんですけど、一応、そういう。

会 長 あれすると、そういう話をされとったということですね。

○5番 はい。

会 長 そういうことで事務局からあれしますので、退室をお願いします。

○5番 よろしくをお願いします。

(坂本委員退出)

会 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

55ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらに田口橋がございまして、今回の申請地は、田口橋から西へ約725メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号49番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

推進委員 これね、お客さんとの契約の中で書かれているんですか。ただ、今、口頭で言われたのであれば、再申請が必要だと思います。

会 長 事務局。

事務局 すみません、こちらのほうで1回確認してきていいですか。

会 長 はい、はい。ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時20分

再開 午後 3 時26分

- 会 長 それでは、再開いたします。
- 先ほどの件について、本田委員から質問がありました件について、事務局のほうより回答いたします。
- 事務局 事務局から修正の御説明いたします。
- 申し訳ございません、確認をしたところ、議案書どおりで間違いがなくて、使用貸借権設定での貸し借りでございました。ですので、貸借期間、反当たりの単価、対価は記載のとおりございません。契約の種類は使用貸借権設定です。申し訳ございませんでした。修正いたします。
- 会 長 本田委員、よろしいですか。
- 1 番 はい、いいです。
- 会 長 じゃあ、それでは、ほかにはないということでございますので、採決を行います。
- 原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。
- 1 2 番 すみません、もし、坂本さんの意見が本当であれば、再申請すべきでは。
- 会 長 いや、それはない。できます。
- 1 2 番 一旦して、また申請すればいいですか。
- 推進委員 仮にそうなれば、うちの法人が相対でやっているところがあるんですよ。それはもう個人個人でその発生都度にどれだけお金を払うか、米をやるかでしているところがいっぱいあります。相手とは話合い。ゼロ円のところもある。
- 1 2 番 使用貸借権設定でいい。
- 推進委員 いいんです。
- 1 2 番 よって金だけ払ってから。
- 推進委員 だから、要するに、地権者との話ができてきているみたいですから、それで構わないんです。そりゃ、一番最後の更新が出てきますけど、特にアグリ田口はいっぱいある。だけん、それはもう地権者との話合いで全部了承を得ています。
- 1 2 番 だから、法人との契約だけど、法人はノータッチで物が動く。
- 推進委員 そういうこと。
- ノータッチで動きます。小作米をやる人については。
- 会 長 それでは、採決を行います。
- 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号49番については、原案のとおり決定をしまいります。
- 坂本委員の入室を認めます。
- (坂本委員入室)

- 会 長 それでは、続きまして、番号50番について審議したいと思います。
- この案件の相手方は農地利用最適化推進委員の草場委員が役員を務める法人です。参与の制限がありますので、この規定に該当しますので、番号50番の審議が終わるまで草場委員は退席をお願いします。
- (草場推進委員退出)
- 会 長
事務局 それでは、事務局から説明をお願いします。
- 説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。
- 56ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
- 申請地は赤色の部分でございます。
- こちらに乙女橋、こちらにあゆの里さんがございまして、今回の申請地は、こちら、あゆの里さんから南東へ約310メートルのところに1筆ございます。
- 次に、相手方の状況について説明いたします。
- 番号50番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われれます。
- 説明は以上です。
- 会 長 ただいま事務局から説明がありました。
- これより質疑に入ります。
- 発言のある方は挙手を願います。
- 質問もないようでございます。
- それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号50番については、原案のとおり決定をいたします。
- 草場委員の入室を認めます。
- (草場推進委員入室)
- 会 長 続きまして、51番からの最後の案件になります。
- ここで、もう1回、今が35分ですから、しばらく休憩をいたします。45分まで休憩をして、あと一括してまいります。
- 休憩 午後3時35分
- 再開 午後3時45分
- 会 長 それでは、再開をいたします。
- それでは、19ページからページ26ページまでをお願いします。

番号51番から番号92番につきましては受け手が同じ農事組合法人となっております。相手方が同一の契約でありますので、契約期間満了に伴う再契約となる案件のみですので、まとめて審議したいと思います。

また、前回と同様に申請者の状況及び申請地の場所の説明は省略をさせていただきます。御了承のほどをお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を
読み上げ)

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号51番から番号92番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付を
されています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、
集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございますので、採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号51番から番号92番については、原案のとおり決定を
いたします。

それでは、続いて、27ページをお願いいたします。27ページから35ページまで
をお願いいたします。

番号93番から番号166番につきましても、受け手が同一で同じ農事組合法人とな
っております。相手方が同一の契約で契約期間満了に伴う再契約となる案件のみで
すので、まとめて審議したいと思います。

また、先ほどと同様に申請者の状況及び申請土地の場所の説明は省略をさせ
ていただきます。御了承のほどをよろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を
読み上げ)

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号93番から番号166番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされ

ています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。何か御質問ございませんか。

それでは、質問もないようでございます。

採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号93番から番号166番についてを原案のとおり決定をしましてまいります。

それでは、続きまして、36ページをお願いします。

続きまして、番号167番について審議したいと思います。

この案件の相手方(受け手)は5番委員の坂本委員の親族です。参与の制限がありますので、この規定に該当しますので、番号167番の審議が終わるまで坂本委員は退席をお願いします。

(坂本委員退出)

会 長

この案件は、農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

59ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございまして、こちらに宇城鉄筋がございまして。今回の申請地は宇城鉄筋さんから290メートル圏内に3筆ございまして。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号167番の相手方は認定新規就農者で、主に米、カボチャの作付をされています。今回の申請地にはカボチャの作付を計画されております。また、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○1番 大したことじゃなかばってんが、16ページと17ページ、ここは■■と書いてあるんですが、今回も■■さん、年齢が違うけど、どうして。どっちが本当かな。

会 長 何年生まれかな、■■さんは。計算すると分かる。

○1番 申請の日にちが違うのかな。

推進委員 申請した日、誕生日前か誕生日後か。

事務局 一旦確認をします。

○1番 なら、後からでよかけん。

会 長 なら、後からで事務局で確認して報告するよう。

事務局長 すみません、よろしくお願ひします。

会 長 それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号167番については、原案のとおり承認をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

会 長 坂本さん、■■さんの年齢は幾つなの。

○5番 40……。

会 長 どっちが本当、39なの、40なの。

○5番 10月で40になったと思います。

会 長 去年の10月で。

○5番 はい。

会 長 その前に出とったとね、39はね、多分。40になったところだろう。長男さんだろう。

○5番 はい。

会 長 だけん、本人が言うことやけん、間違いない。

失礼しました。

それでは、続きまして、番号168番について審議したいと思います。

この案件も農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

60ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。

こちら、甲佐大橋がございまして、今回の申請地は甲佐大橋から北東へ約210メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号168番の相手方は認定農業者で、主に米の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されております。また、集積後は効率よく利用できると思われ
ます。

説明は以上です。

会 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号168番については、原案のとおり承認をいたします。

以上で、本日用意をいたしました議題は全て終了しましたので、あと事務局のほうにバトンタッチいたします。

事務局長

これをもちまして、第10回定例農業委員会総会を閉会します。ありがとうございました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

7 番

10 番